

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して  
職業安定法上必要となる対応等について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業については、日本国内で外国人農業支援人材を受け入れようとする公私の機関（以下「特定機関」という。）が外国人農業支援人材を雇用しようとする場合には、自ら外国人農業支援人材を募集する場合のほか、職業紹介事業者を介して外国人農業支援人材を受け入れる場合が想定されます。

このうち、特定機関が職業紹介事業者を介して外国人農業支援人材を受け入れる場合は、我が国の職業安定法（昭和22年法律第141号）に則って、下記の対応が必要となります。

なお、一部の国においては、当該国から人材を送り出す場合にあっては、当該国政府当局の審査を経て登録された職業紹介事業者から送り出すことが必要とされる等の定めがあることから、外国人農業支援人材を確保しようとする国（以下「送出し国」という。）の法令等にも留意が必要です。

記

1 特定機関に必要な対応

特定機関は、特定職業紹介機関（厚生労働大臣の許可を得る等により職業紹介事業を行うことができる者（以下「職業紹介事業者等」という。）であって、送出し国において、自ら又は送出し国の取次機関（以下「海外取次機関」という。）を介して、適法に職業紹介事業を行えるものをいう。）に対して求人登録し、当該特定職業紹介機関から紹介を受けて、外国人農業支援人材を採用する必要があります。

なお、特定職業紹介機関である第三者に求人登録等することも可能であるほか、特定機関自らが特定職業紹介機関となることも可能です（特定職業紹介機関となるための手続等については下記2参照）。

## 2 特定職業紹介機関に必要な対応

### (1) 特定職業紹介機関となるための手続等

特定職業紹介機関となるためには、既に職業紹介事業者等であるか否かによって異なる次のいずれかの手続を経る必要があります。

#### ア 既に職業紹介事業者等である者

##### ① 自ら送出し国及び日本国内で職業紹介を行う場合

送出し国で許可を得る等により送出し国の法令に即して適法に職業紹介を行うことが必要です。また、現在の取扱地域に送出し国が含まれない場合、取扱地域の変更の届出（送出し国の関係法令及び送出し国における許可証等の提出等を含む。）を行うことが必要です。

##### ② 海外取次機関を介して日本国内で職業紹介を行う場合

送出し国で許可を得る等により送出し国の法令に即して適法に職業紹介を行える海外取次機関と提携して職業紹介を行うことが必要です。また、現在の取扱地域に送出し国が含まれない場合、取扱地域の変更の届出（送出し国の関係法令及び送出し国における海外取次機関の許可証等の提出等を含む。）を行うことが必要です。

#### イ 職業紹介事業者等でない者

職業紹介事業の許可申請又は届出等を行い、併せて上記アの①又は②の手続を行うことが必要です。

これらの手続は、都道府県労働局の需給調整事業課（室）等に対して行っていただくことになります。

許可を得られる条件や手続に関する相談も、需給調整事業課（室）等が対応します。許可の手続には一定期間を要しますので、ご注意ください。

### (2) 特定職業紹介機関の対応

特定職業紹介機関は、職業紹介事業者等として職業安定法に則り、特定機関に外国人農業支援人材を紹介し、事業実績報告等していただくこととなります。